平成２３年（フ）第１５２０号
埼玉県上尾市中妻５丁目８番地１　サニーハイツ中妻701、住民票上の住所埼玉県桶川市大字川田谷4764番地の26
債務者　岩井　　繁
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
埼玉県三郷市新和５丁目297番地１
債務者　安東　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　文博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
埼玉県三郷市新和５丁目297番地１
債務者　安東　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　文博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
埼玉県草加市遊馬町971番地１　グランドハイム美松302号
債務者　小島　正明
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８号
岩手県奥州市前沢区字簾森37番地275
債務者　佐藤八千代
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１２５４号
さいたま市北区吉野町２丁目200番地21
債務者　柏田　深雪
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７５号
さいたま市桜区栄和４丁目５番35号　グリーンコーポ厚川105号室
債務者　棚澤　智義
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８７号
埼玉県川口市上青木６丁目４番10号　エステートピア野崎203号
債務者　菊地　美鈴
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０６号
埼玉県蓮田市大字川島223番地１　ルガール202号
債務者　山崎　賢一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０８号
埼玉県加須市志多見903番地11
債務者　山内　敏江
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５２号
さいたま市南区文蔵３丁目３番１号　鳥海マンション403
債務者　永谷　節子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６０号
埼玉県北本市栄７番地　２―22―101、旧住所埼玉県熊谷市宮前町１丁目86番地　リヴェールマンション407号室
債務者　東島　一誠
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８１号
さいたま市岩槻区大字徳力511番地３
債務者　國分　涼子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９１号
埼玉県新座市大和田１丁目４番12号　伊沢コーポ103号室、旧住所埼玉県新座市石神１丁目５番16号
債務者　桂　　幸博
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２２号
さいたま市浦和区北浦和２丁目11番19号　やよい荘106号室、旧住所さいたま市浦和区木崎５丁目16番50号304
債務者　福田　成宏
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２８号
埼玉県新座市栗原２丁目１番13号　ビッグ武蔵野ひばりが丘310号室
債務者　黒木　智大
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３９号
埼玉県川口市元郷６丁目11番16号
債務者　山形　瑞枝
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係